

学校法人長崎学院 公益通報者の保護に関する規定

(平成 22 年 9 月 1 日制定)

(目的)

第 1 条 この規程は、公益通報者保護法（平成 16 年法律 122 号）に基づき、学校法人長崎学院（以下、「学院」という。）の職員等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報についての適正な仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって法令遵守の徹底に資するとともに、公益通報者の保護を目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

(1)職員等

学院の職員（通報の日前 1 年以内に教育職員・事務職員であった者を含む。）、学院の業務に従事する者（派遣契約、委託契約その他の契約に基づき学院の業務に従事する者をいい、通報の日前 1 年以内にその身分であった者を含む。）及び役員をいう。

(2)公益通報等

職員等が、法令若しくは学院の諸規程に違反する行為又はそのおそれがあると思料する行為（以下、「法令違反行為」という。）を、当該法令違反行為について処分、勧告等をする権限を有する行政機関等又は第 5 条に規定する学院の通報窓口に通報し、又は相談することをいう。

(内部通報の体制整備)

第 3 条 学院は、公益通報等に適切に対応する体制を整備し、理事長がこれを統括する。

(公益通報者保護責任者)

第 4 条 学院に公益通報者保護責任者（以下、「保護責任者」という。）を置き、事務局長をもって充てる。

2 保護責任者は、学院における通報者の保護に関する事務を総括する。

(通報窓口及び相談窓口)

第 5 条 学院における公益通報及び公益通報に関する相談に対応するため、法人総務課に公益通報受付、相談窓口を設置し、総務課長を公益通報窓口担当者（以下、「窓口担当者」という。）とする。但し、法人総務課を窓口とすることに支障がある場合は、事務局長が直接受け付けるものとする。

(公益通報等の方法)

第 6 条 公益通報及び公益通報に関する相談方法は、電話・電子メール・FAX・文書・面会とする。

2 公益通報をしようとする場合は、原則として実名によるものとする。

(公益通報者の範囲)

第 7 条 公益通報受付及び公益通報相談窓口の利用は、次の各号に掲げる者とする。

(1)学院の職員等

(2)学院の取引業者の労働者

(3)学院の学生及びその保護者

（通報の受付等）

第 8 条 窓口担当者は、公益通報を受付けたときは、直ちに保護責任者へ報告するとともに、速やかに当該公益通報を受理した旨を当該公益通報者に通知するものとする。

2 前項の公益通報を受付けたときは、通報事実を確認できる資料等の提出を求めることができる。

3 第 1 項で報告を受けた保護責任者は、その内容を速やかに理事長に報告しなければならない。

4 窓口担当者以外の学院の役員又は職員が公益通報を受けたときは、速やかに公益通報受付・相談窓口へ公益通報するように助言しなければならない。

（通報に対する措置）

第 9 条 保護責任者は、前条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、当該公益通報に関し必要な措置の検討を行う。

2 公益通報等を通報窓口が受けた日から起算して 20 日以内に、当該法令違反行為に関する調査の実施の有無等の検討結果を当該公益通報者等に通知する。この場合において、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知する。

3 保護責任者は、当該公益通報の事実に係る調査の実施の有無等、前項の検討結果を当該公益通報者に通知する。この場合において、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知するものとする。

4 理事長は、公益通報された事項に関する事実関係の調査の必要性を検討し、調査する必要がある場合には、調査委員会（以下、「委員会」という。）を設置するものとする。なお、委員会の委員長は理事長があたり、構成員は事項の性質によって、その都度理事長が定める。

5 委員会構成員は、利益相反関係の排除の観点から、当該公益通報等の内容に関係しない者とする。

6 委員会は、公益通報された事項に関する調査を実施するものとする。

7 委員会は、前項の報告が終了した時点で解散するものとする。

（調査の実施）

第 10 条 調査は、調査の対象部署に対して関係資料の提出、事実の証明、報告その他調査の実施上必要な行為を求めることにより実施する。

2 調査は、事実に基づき公平不偏に実施しなければならない。調査の実施に当たっては、公益通報者の秘密を守るため、公益通報者が特定されないよう調査の方法に十分配慮しなければならない。

（調査委員会への協力）

第 11 条 学院の職員等は、公益通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、委員長又は委員会に協力しなければならない。

（調査結果の通知）

第 12 条 委員長は、調査を終えたときは、当該公益通報者に対し、調査結果を通知するものとする。

（是正措置等）

第 13 条 保護責任者は、調査の結果、通報対象事実が明らかになったときは、直ちに是正及び再発防止のために必要な措置（以下、「是正措置等」という。）を講じなければならない。

- 2 前項の規定により是正措置等を講じたときは、当該公益通報者に対して是正措置等の結果を通知し、必要に応じて、関係行政機関に対し、当該調査及び是正措置等に関し報告を行うものとする。
- 3 保護責任者は、法令違反行為の是正措置が適切に機能しているかを検証し、適切に機能していないことが判明した場合には、追加の是正措置等を講じるものとする。
- 4 学院は、当該法令違反行為に関与した職員に対し、就業規則及び職員の懲戒に関する規程に基づき、懲戒処分等を行うことができる。

（被通報者への配慮）

第 14 条 委員長は、前条第 2 項の規定により公益通報者に通知するときは、当該公益通報に係る被通報者（その者が法令違反等を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）又は当該調査に協力した者等の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

（通報窓口担当者等の遵守事項）

第 15 条 通報窓口担当者及び委員会構成員等調査関係者は、その職務の遂行に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）被通報者及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
- （2）調査の対象部門及び被通報者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。
- （3）常に公平不偏の態度を保持し、事実に基づいた調査を実施すること。
- （4）実効的な調査・是正措置等のために情報共有が真に不可欠である場合には、伝達する範囲を必要最小限に限定すること。
- （5）職務上知り得た事実及び公益通報者等を特定させる情報を、正当な理由なく漏らさないこと。その職を離れた場合も同様とする。

- 2 学院は、前項の規定に違反した者に対し、第 13 条第 4 項に準じ、懲戒処分等を行うことができる。

（不利益な取扱いの禁止）

第 16 条 学院は、公益通報者等及び調査協力者に対して、当該公益通報者等及び調査協力者を解雇（派遣契約、委託契約その他の契約に基づき本法人の業務に従事する者については、当該契約の解除とする。）等の不利益な取扱いはしないものとする。ただし、職員等が虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他不正の目的をもって公益通報等を行った場合は、この限りでない。

（関係法令の適用）

第 17 条 学院における公益通報等の取扱いに関し、この規程に定めのない事項は、公益通報者保護法その他関係法令に定めるところによる。

（改廃）

第 18 条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2020（令和 2）年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2022（令和 4）年 6 月 1 日から施行する。